

生野区役所公募型見積合わせ実施要綱

(趣旨)

第 1 条 生野区役所の発注する工事の請負契約、工事以外の請負契約、不動産以外の物件の買入契約、不動産以外の物件の売払契約、不動産以外の物件の借入契約並びに業務委託契約において、大阪市契約規則（制定：昭和 39 年 4 月 1 日規則第 18 号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく契約の公募型見積合わせの実施について必要事項を定めるものとする。

(対象契約)

第 2 条 公募型見積合わせを行う契約は、すべての契約のうちの生野区長専決契約案件とする。ただし、単価契約は、予定価格（単価）の額に予定数量を乗じた額が上記専決契約ができる金額に該当する契約とする。なお、契約管財局長が締結する単価契約、特名随意契約、緊急の必要性を要する契約等については対象外とする。

(発注する契約の公告)

第 3 条 公募型見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）を実施するときは、生野区役所ホームページで仕様書及び「公募型見積合わせの執行について」等見積合わせに必要な事項を公告するものとする。

(参加資格)

第 4 条 見積合わせに参加しようとするものは、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

(1) 見積書の提出期限までに当該年度の本市の入札参加有資格者名簿に登録され、該当契約種目が承認種目となっている者。

(2) 見積書の提出日から見積合わせを行う日までの間のいずれの日においても大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 7 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令代 16 号）第 167 条の 11 項第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(4) その他、別途、特に必要と認めた要件を設定した場合その満たす者であること。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第 5 条 見積参加者は、仕様書及び公募型見積合わせ手続き等に質問があり回答を求める場合は、公告文において指定した期限及び方法により質問を行うものとする。

2 質問に関する回答は、生野区役所ホームページへの掲載をもって回答するものとする。

(参加の申込み等)

第 6 条 見積合わせの参加の申込みは、公表された仕様書内容等に基づき、指示された見積書記入方法に従い見積書を作成し、当該見積書を指定の日時、期間、方法により提出することをもって代えるものとする。

ただし、公告時に指定された場合には見積書に加え、指定先に見積り合わせ参加資格審査資料等必要な書類を提出しなければならない。

(1) 物件の買入契約の見積書は、生野区役所様式の「物品供給見積書（公募型見積合わせ用）」を用いることとする。

(2) 工事の請負契約、工事以外の請負契約、物件の借入契約及び業務委託契約の見積書は、生野区役所様式の「事業請負見積書（公募型見積合わせ用）」を用いることとする。

(3) 物件の売払契約の見積書は、生野区役所様式の「物品買受見積書（公募型見積合わせ用）」を用いることとする。

(4) 前号に関わらず、別に見積書を指定する場合は、指定する見積書を用いることとする。

2 第 1 項の規定に関わらず、公告時に見積書の提出方法について特段の定めがある場合は、その定めに従うこととする。

（参加資格の確認）

第 7 条 見積合わせにより契約の相手方を決定するときは、第 4 条で定める参加資格を満たす者であることを確認するものとする。

（見積りの無効）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

(1) 公募型見積り合わせに参加する資格がない者が行った見積り。

(2) 所定の日時までに所定の場所に提出されない見積り。

(3) 見積書に見積金額、件名等指示された見積書記入方法の記入内容を記載せず、又はその記載がはっきりしない見積り。

(4) 見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積り。

(5) 見積書に記名・押印のない見積り。

(6) 同等品とは認められない見積り。

(7) 一案件に対し 2 通以上の見積りをした見積り。

(8) 見積りに関し妨害又は不正の行為を行ったと認められる者の見積り。

(9) 指定した見積書以外で行った見積り。

(10) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積りとみなし、無効とする。

(11) 前各号のほか、仕様書等の公告時において指定した見積条件に違反した見積り。

（契約の相手方の決定）

第 9 条 生野区役所は、参加資格を確認した者のうち、工事の請負契約、工事以外の請負契約、物品買入・借入契約及び業務委託契約においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者、物品売払契約においては、予定価格以上で最高の価格をもって見積りした者を契約の相手方とするものとする。

2 工事の請負契約、工事以外の請負契約、物品買入・借入契約及び業務委託契約において、最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

3 前項の場合において、最低価格見積者が 2 者以上いる場合は、当該最低価格見積者による再度の見

積徴収を行い、価格の交渉の相手方又は契約の相手方を決定するものとする。

（くじによる相手方の決定）

第 10 条 前条第 1 項において、同価の見積りをしたものが、2 者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうち、くじを引かない者がいるとき、生野区役所は、その者に代わり当該見積に関係のない本市職員をしてくじを引かせるものとする。

（契約相手方の決定通知）

第 11 条 契約の相手方が決定したときは、すみやかにその旨を通知する。

（公募型見積合わせの不成立）

第 12 条 第 9 条第 2 項又は第 3 項により価格交渉を行い、交渉が成立しないときは、当該見積合わせは成立しない。

（早急に随意契約を行う必要がある場合等の措置）

第 13 条 次に掲げる場合においては、公募型見積合わせ以外の随意契約によって契約の相手方を決定することができる。

- （1）公募型見積合わせの結果、不成立となり、再度公募することが時間的に困難な場合。
- （2）前号のほか特段の事情がある場合。

（公募型見積合わせの取下げ）

第 14 条 生野区役所は、契約の相手方を決定するまでは、公募型見積合わせを取り下げることができる。

（契約の締結）

第 15 条 契約の相手方は、見積書の契約金額欄に契約金額を記入し、内訳が必要な場合は、内訳書を作成し見積書への添付及び割印を押印し、生野区役所へ提出することにより契約の締結とする。ただし、契約書を交わす場合は、契約書に記名押印のうえ、生野区役所へ提出すること。

（契約の解除等）

第 16 条 契約の相手方と決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

2 生野区役所は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

3 生野区役所は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約の相手方が当該下請負人等との契約の解除の

求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

4 第2号及び第3号の規定により契約が解除された場合においては、契約の相手方は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(公募型見積合わせ及び契約結果の公表)

第17条 見積合わせにより契約の相手方を決定し、契約したときは、第2項及び第3項に定める事項を公表するものとする。

2 生野区役所ホームページでの掲示事項

- (1) 案件名称
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額(税込)
- (4) 契約日

3 生野区役所総務課窓口での閲覧事項

- (1) 案件名称
- (2) 納入又は履行場所
- (3) 予定価格(税抜)
- (4) 見積合わせ日時
- (5) 見積者及び見積金額(税抜)
- (6) 契約の相手方
- (7) 決定金額(税抜)
- (8) 契約日
- (9) 契約金額(税込)

4 第2項及び第3項に基づく公表は、契約締結日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。

(帳票の様式)

第18条 この要綱に規定する「物品供給見積書(公募型見積合わせ用)」は様式1のとおりとし、「事業請負見積書(公募型見積合わせ用)」は様式2、「物品買受見積書(公募型見積合わせ用)」は様式3のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和8年9月1日から施行する。

令和 年 月 日

印

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

第 号

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、供給人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行う。
（契約代金の支払い時期）
- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払う。
（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。
（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。
（契約保証金の帰属等）
- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
（1）大阪市契約規則第 38 条の規定による。
（2）大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市区会規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
 - （2）発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
 - （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - （5）第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - （8）受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。
- ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - (1) 大阪市契約規則第 38 条の規定による。
 - (2) 大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市区会規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

見積書 投函口	
------------	--

物 品 買 受 見 積 書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市生野区長

住所又は事務所
所在地
商号又は名称

氏名又は代表者
氏名

印

下記について関係法令・貴市関係規定を守り別紙仕様書・図面並びに記載の通知事項を確認のうえ次の金額で見積ります。

金額 (税抜)				十億			百万			千			円
------------	--	--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

件名	
履行期間	
回収場所	

※ 契約に当たっては、見積書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(加算した金額に 1 厘未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって契約価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

通知事項

1 見積に付すべき事項	
2 見積書提出場所	大阪市生野区勝山南 3-1-19 大阪市生野区役所 4 階 総務課
3 見積書提出期限	令和 年 月 日 () 午後 時 分
4 見積書の無効	次の場合に該当する見積は、無効とする。 ○大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の一に該当する見積 ○本市が指定した物品買受見積書を用いないでした見積 ○同一見積について、他の見積者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として見積をしたときはその全部の見積 なお、無効の見積をした者は、再度の見積に参加することができない。
5 契約書作成の要否	要
6 その他	○契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること。 ○見積者は、提出済みの申込書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ○契約相手方に決定後契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 ○契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。